

報告第4号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出

我孫子市長 星野順一郎

報告理由

令和7年7月14日に専決処分し、令和7年第3回我孫子市議会定例会において報告した和解の専決処分に係る和解条項の変更について専決処分したので、報告するものです。

和解について

事件の概要	和解の相手方が、ふるさと納税の返礼品に係るレビューを誤って削除したことにより生じた損害の賠償として、和解条項に基づき、先着 100 人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを実施したものの、当該キャンペーンの対象となった者が 4 人しかおらず、賠償に足る効果が生じていないことから、和解の相手方から和解条項の変更について申出があった。
和解の相手方	所在地 船橋市西船 4 丁目 19 番 3 号 事業者名 株式会社フューチャーリンクネットワーク 代表取締役 石井 丈晴
専決処分日	令和 8 年 1 月 19 日
変更内容	次のとおり

和解条項の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
1 から 3 まで 略 4 乙は、本件問題 2 により生じた損害の賠償として、甲のふるさと納税に係るウェブページを利用して甲への寄附を行い、新たにレビューを投稿した寄附者のうち、先着 100 人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを、 <u>令和 7 年 8 月 9 日から同年 10 月 31 日までの間</u> 、乙の負担において実施する。 5 乙は、前項の規定によるレビューキャンペーンの終了後、粗品を提供した寄附者が 100 人に満たなかった場合、50,000 円から提供済みの粗品の購入に要した費用及び当該粗品の送付に要した費用を減じて得た額の分の粗品を購入し、甲に引き渡すものとす	1 から 3 まで 略 4 乙は、本件問題 2 により生じた損害の賠償として、甲のふるさと納税に係るウェブページを利用して甲への寄附を行い、新たにレビューを投稿した寄附者のうち、先着 100 人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを、乙の負担において実施する。

る。

6 甲及び乙は、第3項に基づく乙から甲への支払、第4項に基づく乙のレビューキャンペーんの実施及び前項に基づく乙から甲への粗品の引渡しをもって本件問題1及び本件問題2に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したもの除き、本件問題1及び本件問題2に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。

7 略

5 甲及び乙は、第3項に基づく乙から甲への支払及び前項に基づく乙のレビューキャンペーんの実施をもって本件問題1及び本件問題2に係る問題は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したもの除き、本件問題1及び本件問題2に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。

6 略